

## 事後評価調書

I 事業概要																											
事業名	農業農村整備事業（排水対策特別事業）																										
地区名	高河原地区																										
事業箇所	西尾市																										
事業のあらまし	本地区は、西尾市の北西部に位置し、一級河川広田川と安藤川の合流点より北に広がる水田地帯である。排水路の老朽化及び能力不足により排水不良が発生しているため、排水路の改修及び汎用化ポンプの設置により排水改良を図り、転作を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図ることを目的に、平成18年度から排水対策特別事業を実施し、平成22年度に完了した。																										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水路の老朽化及び能力不足のため排水不良が発生しており、これらを改善するために排水路を整備するとともに汎用化ポンプを設置し、転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図る。</p> <p>（計画基準雨量 171.2mm/日、1/10年確率雨量）</p>																										
事業費	事業費		内訳																								
	4.8億円		■工事費 4.1億円、■用補費 0.1百万円、■その他 0.6億円																								
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成18年度	完成年度 平成22年度																						
事業内容	排水路工 L=1,487m、排水機場1か所																										
II 評価																											
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>本地区は営農者による転作が計画的に行われている地域であり、小麦・大豆の転作が進み、収益性の高い水田農業が営まれている地域である。本事業において、排水路及び汎用化ポンプを整備したことにより、排水機能が向上し農地の乾田化が促進されたため、小麦・大豆の収穫量が増加し、収益性の高い水田農業の確立に寄与した。</p> <p>水田転換面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水田受益面積</th> <th>実施前</th> <th>計画</th> <th>実施後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小麦・大豆</td> <td>80.7ha</td> <td>32.3ha</td> <td>32.3ha</td> <td>36.4ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>作物の単収</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施前</th> <th>計画</th> <th>実施後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小麦</td> <td>360 kg/10a</td> <td>414 kg/10a</td> <td>466 kg/10a</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>121 kg/10a</td> <td>139 kg/10a</td> <td>151 kg/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>事業目標を達成しており、事業による効果の発現が認められる。</p>				区分	水田受益面積	実施前	計画	実施後	小麦・大豆	80.7ha	32.3ha	32.3ha	36.4ha	区分	実施前	計画	実施後	小麦	360 kg/10a	414 kg/10a	466 kg/10a	大豆	121 kg/10a	139 kg/10a	151 kg/10a
	区分	水田受益面積	実施前	計画	実施後																						
小麦・大豆	80.7ha	32.3ha	32.3ha	36.4ha																							
区分	実施前	計画	実施後																								
小麦	360 kg/10a	414 kg/10a	466 kg/10a																								
大豆	121 kg/10a	139 kg/10a	151 kg/10a																								
2) 副次目標の達成状況	該当なし																										
III 対応方針（案）																											
今後の事後評価の必要性	主要目標が概ね計画通り達成されているため、今後の事後評価は不要である。																										
改善措置の必要性	主要目標が概ね計画通り達成されているため、改善措置は不要である。																										
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法で施工しているため、同種事業に反映すべき事項はない。																										